

月次総会議事録

令和4年（第2回）加古川市農業委員会月次総会
令和4年2月25日（金）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

18 都倉 正

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	石澤 直之	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		

農林水産課

農政係	主査	竹山 沙樹	書記	清田 夏生
振興係長		川田 英明	書記	金丸 誠生
			書記	竹川 由夏

現地調査（東地区）

2月21日（月） 午前9時30分から

馬田会長、佐伯農地委員長、佃委員、岡本委員 事務局2名

（西地区）

2月21日（月） 午後1時30分から

馬田会長、佐伯農地委員長、東田委員、山本委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和4年第2回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項
の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、4番 坂田 順子委員、5番 田川 澄
敏委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。議案第13号を議題といたします。
議案第13号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、
農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め
ること。

1 神野町石守 []、 [] 平米、外1筆、計 [] 平米。 []
から、 [] さんへ。

2 東神吉町升田 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
さんへ。

3 西神吉町鼎 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
さんへ。

4 志方町志方町 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
さんへ。

審議参考資料2ページをご覧ください。

5 志方町西飯坂 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

議案書 2 ページをご覧ください。

6 志方町成井 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

7 志方町横大路 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

全ての案件について申請地及び譲受人の所有地、現耕作地並びに貸付地の現況が農地であることを地元委員より確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 1～2 ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第 1 3 号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号 1 3 番 藤本です。議案第 1 3 号 5 番の案件について、事務局にお尋ねいたします。議案の中では、渡し人と受け人は同一住所となっておりますが、どのような関係なのかお尋ねしたい。また、渡し人と受け人の経営面積が同面積となっておりますが、受け人がどのような形で農業経営に参画されているのか、合わせてお尋ねいたします。私は加古川市農業委員として約 4 年半、法令審査を行ってまいりましたが、このような世帯内の法 3 条に基づく審議は例がないという風に記憶しています。通常は親子、兄弟であっても使用貸借権等を設定し、市農業委員会が設定している下限面積をクリアし、新設農家として 1 年 1 作以上営農される議案を審議してきたところです。今回の議案は、下限面積、営農計画等を聴取せずに受け人に所有権移転を行う事案となっております。議案を作成した事務局に、法 3 条の許可要件を満たしている根拠等をお伺いしたいと思います。

議長 事務局、いかがですか。

事務局 失礼いたします。まず、渡し人と受け人の関係は親子です。次に、渡し人と受け人が同一の面積ということですが、農地法では農業を世帯で行うこととされています。現時点で渡し人と受け人は同じ住民票にあり、一緒に住んでおり、同じ農業世帯として農地台帳に登録されています。ですので、親子が同じ面積を一緒に農業をされているという形になります。3 点目は、下限面積の判断にあたっては、農地法では世帯で判断するという事になっていきますので、今回の申請地の 1 筆で考えるのではなく、現在世帯で持っている

面積で判断することになっていきますので、下限面積も当然クリアしているという判断になります。以上です。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見はないようですので、議案第13号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第13号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第14号を議題といたします。

議案第14号の16件については、令和4年1月12日から2月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。議案第14号については、会長専決にかかる報告ですので審議は省略されたのですが、事務局への要望、確認をお願いしたいと思います。

議案第14号の15番、所有権移転の申請事由のところに、時効取得とあります。先月の全体会議で報告しました、違反転用の事案も、偽装した時効取得から違反転用事業者を特定し、是正指導を行っているところです。時効取得については、法務局からそれぞれの農業委員会へ時効取得事案の報告があるわけですが、そのような報告があった場合、事務局が時効取得要件を満たしているか、十分確認をお願いしたい。具体的には、20年以上の占有権を持っていたのか、所有者・届出人双方からの確認書面とか、農林水産課が毎年行っている水田作付け確認書、地元農会長からの聞き取り、水利費の支払い等の状況を見て、占有している状況を確認するよう、事務局に要請したいと思います。以上です。

議長 次に、議案第15号を議題といたします。

議案第15号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許

可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 平岡町中野■■■■、■■■■平米。■■■■さん、露天貸駐車場用地、整地のみ。

2 平岡町新在家■■■■、■■■■平米。■■■■さん、農業者用住宅用地、60条証明申請併願、始末書添付。

3 東神吉町天下原■■■■、■■■■平米、他1筆、計■■■■平米。■■■■さん、農業者用住宅用地、60条証明申請併願。

なお、いずれ案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査による、農地区分による立地基準判断を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号7番 岡本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年2月21日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、佃委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第15号の1番。申請の土地の位置は中野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。

続いて、議案第15号の2番。申請の土地の位置は新在家の東、現況は畑作及び宅地。申請地の周囲は、東が宅地、西は三角地のためなし、南が宅地、北が道路となっており、隣接に農地はありません。以上2件、地元立会委員は、吉田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年2月21日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、山本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第15号3番。申請の土地の位置は天下原の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が道路、南が道路、北が分筆田となっており、

隣接農地への影響はないと思われます。地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第15号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第15号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第15号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第16号を議題といたします。
議案第16号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 野口町水足■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、有限会社■■■■へ。露天資材置場用地、露天駐車場用地、整地のみ。

2 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済。

3 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米、他1筆、計■■■■平米。■■■■さん 他1名から、■■■■さんへ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済。

議案書10ページをご覧ください。

4 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米、他1筆、計■■■■平米。■■■■さん 他1名から、株式会社■■■■へ。太陽光発電設備設置用地。

5 西神吉町大国■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電設備設置用地。

なお、4番の案件の事業につきましては、議案第17号 転用許可条件の変更承認申請に対する意見書添付のことにございます、東神吉町出河原 [REDACTED] と3筆一体で計画されています。出河原 [REDACTED] については、令和3年11月30日付で1筆の事業計画で太陽光発電設備設置のため転用許可を得ていましたが、4番の案件の2筆と合計3筆での事業計画に変更しようとするものです。

また、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4～5ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査による、農地区分による立地基準判断を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年2月21日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、岡本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第16号の1番。申請の土地の位置は水足の北、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が水路、道路、西が田、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、田川委員、橋推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年2月21日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、山本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第16号の2番。申請の土地の位置は出河原の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないと思われます。

続いて、議案第16号の3番。申請の土地の位置は出河原の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が墓地、西が田、道路、南が畑、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないと思われます。

続いて、議案第16号の4番。のちほど審議されます議案第17号の1番と一体で利用となっていますので、合わせて現地調査を行いました。申請の土地の位置は出河原の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が雑種地、南が畑、北が田、道路となっており、隣接農地への影響はないと

思われます。以上3件、地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。

続いて、議案第16号の5番。申請の土地の位置は大国の西、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が道路、西が河川の堤防、南が田、北が水路となっており、隣接農地への影響はないと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第16号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第16号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第16号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第17号を議題といたします。
議案第17号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
議案のご説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案第17号の1番の面積欄について、変更前・変更後とも■■■■平米から■■■■平米に修正くださいますようお願いいたします。

この議案は、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けた土地について、事業計画を変更するために申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第17号 農地転用許可条件の変更承認申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米。受権利者 株式会社■■■■。令和3年11月30日付農地法5条の許可後、転用計画及び着手時期の変更

本件は、令和3年11月30日付で■■■■の一筆の事業計画で太陽光発電設備設置のため転用許可を得ていましたが、議案第16号4番の出河原■■■■の2筆と合計3筆での事業計画に変更しようとするものです。

なお、本件は定例現地調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査による、農地区分による立地基準判断を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた西地区調査班の委員の報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年2月21日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、山本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

さきほど議案第16号の4番で報告しましたとおり、一帯の土地で事業が行われるということで、隣接農地への影響はないものと思われま

す。以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第17号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第17号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第17号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第18号を議題といたします。

議案第18号の8件については、令和4年1月12日から2月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第19号を議題といたします。

議案第19号の14件については、令和4年1月12日から2月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第20号を議題といたします。

議案20号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第20号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 平岡町中野■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■さん。
農業用施設用地、事実確認のため。

2 志方町高畑■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■さん、
事実確認のため。

なお、この案件では、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査による、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号7番 岡本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年2月21日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、佃委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第20号1番。申請地の土地の位置は中野の南、申請地の状況は農機具輸送用の車両置場と作業スペースとなっており、申請どおりかと思われま
す。地元立会委員は吉田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

山本委員 議席番号6番 山本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年2月21日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第20号2番。申請地の土地の位置は高畑の中、申請地の状況は農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま
す。地元立会委員は原委員、栗山推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりま

した。議案第20号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第20号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第20号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第21号を議題といたします。
議案第21号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書19ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第21号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町備後[]、[]平米。[]さん、昭和52年3月頃。

2 加古川町大野[]、[]平米。[]さん、昭和40年頃。

議案書20ページをご覧ください。

3 志方町原[]、[]平米、他5筆、計[]平米。[]さん、昭和60年12月頃。

議案書21ページをご覧ください。

4 志方町原[]、[]平米、他9筆、計[]平米。[]さん、昭和60年12月頃。

議案書22ページをご覧ください。

5 志方町原[]、[]平米、他1筆、計[]平米。[]さん、昭和60年12月頃。

6 志方町横大路[]、[]平米。[]さん、昭和52年4月頃。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8～9ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年2月21日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、岡本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第21号の1番。申請地の土地の位置は備後の南、申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は藤田委員、中崎推進委員でした。

続いて、議案21号の2番。申請地の土地の位置は大野の西、申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われま。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続きまして、3番から6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

山本委員 議席番号6番 山本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年2月21日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第21号の3番。申請地の土地の位置は原の西、申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われま。

続いて、議案第21号の4番。申請地の土地の位置は原の西、申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われま。

続いて、議案第21号の5番。申請地の土地の位置は原の西、申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われま。

続いて、議案第21号の6番。申請地の土地の位置は横大路の南、申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われま。以上4件、地元立会委員は北本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第21号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第21号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第21号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第22号を議題といたします。
議案第22号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書23ページご覧願います。
この議案は、さきほどの議案第21号同様、非農地証明を願い出されたものです。
事務局書面審査並びに地元委員と1月の当番委員による現地調査等により、非農地証明基準を満たしていると判断したため、1月28日付で会長専決を行い、証明書を交付したものです。
以上です。

議長 議案第22号については報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 次に、議案第23号を議題といたします。
議案第23号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第24号を議題といたします。
議案第24号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書26ページをご覧願います。
この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に、相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするものでその利用状況を確認し税務署に報告するものです。
それでは議案を朗読いたします。
議案第24号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 野口町長砂■■■■、■■■■平米、外2筆、計■■■■平米。■■■■さん。

2 平岡町山之上 [REDACTED]、[REDACTED] 平米、外 6 筆、計 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん。

3 東神吉町神吉 [REDACTED]、[REDACTED] 平米、外 1 4 筆、計 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん。

なお、全ての案件につきまして、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第 2 4 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第 2 4 号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第 2 4 号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第 2 5 号を議題といたします。
議案第 2 5 号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案第 2 5 号 農業経営改善計画の認定についての意見にかかる専決処理について報告のこと。

議案書 2 8 ページから 3 1 ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第 1 2 条第 1 項に基づき、経営改善のための計画書を作成されたものです。生産拠点が生産拠点のほかに加西市にもあったことから、兵庫県知事あてに申請があり、兵庫県から本市へ意見照会があったもので、その審査にあたって、市長から農業委員会へ諮問があったものです。

計画内容については、1 2 月 8 日水曜日に、申請者の代表者に対して、農業委員会からは藤本副会長と井相田委員が、また農林水産課、加古川農林水産振興事務所、J A 兵庫南も同席のもと聞き取りを行い、計画内容が適正であることを確認しました。

回答期限が 1 2 月 1 6 日となっていたため、1 2 月 1 4 日付で会長専決により市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第 2 5 号については報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第26号を議題といたします。

議案第26号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の竹山と申します。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書33ページ、審議参考資料10ページ、11ページをご覧願います。

農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数18戸、農地の中間的受け皿となる戸数1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する戸数8戸。筆数28筆、面積46,107平米です。

続きまして、34ページをご覧願います。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書35から37ページの各筆明細をご高覧ください。

以上、概要説明とさせていただきます。

議長 諮問原課の議案朗読及び概要説明は終わりました。

ここで、議案第26号のうち各筆明細6番、7番並びに9番から15番については、丸山 良作委員、原 靖委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、丸山委員、原委員に退席を願い、先に審議を行います。それでは、丸山委員、原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作委員、原 靖委員 退席)

議長 それでは、議案第26号のうち各筆明細6番、7番並びに9番から15番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書35ページの各筆明細6番から7番及び9番から36ページ

15番の案件につきましては、貸す者9人、公益社団法人 ひょうご農林機構を介して、借りる者農事組合法人 [REDACTED] です。詳細については、

各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料10ページ及び11ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 議案第26号のうち各筆明細6番、7番並びに9番から15番について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。利用権の設定内容については、特に問題なく、賛同いたします。

いつも申し上げておりますが、今回は再設定が多いですが、再設定の時には、制度の中で、中間管理機構を使いましょうということになっていますので、指導上、申請がある前に農地中間管理機構であるひょうご農林機構を通じて利用権が設定されるよう、ご指導をお願いします。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見がないようですので、議案第26号のうち各筆明細6番、7番並びに9番から15番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第26号のうち各筆明細6番、7番並びに9番から15番について、原案のとおり決定いたします。

それではここで、丸山委員、原委員に着席願います。

(丸山 良作委員、原 靖委員 着席)

議長 つきまして、議案第26号のうち、各筆明細6番、7番並びに9番から15番を除く、1番から18番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書35ページ各筆明細1番から5番及び8番と36ページ16番から18番の案件につきましては、貸す者9人、借りる者7人です。詳細については、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料10～11ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 議案第26号のうち、各筆明細6番、7番並びに9番から15番を除く、1番から18番について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。16番から18番の案件について、志方町原において、このたび株式会社 [] が利用権を設定されるわけです。株式会社 [] というのは、[] の職員等4名の役員が株式会社を設立し、当地において [] 平米の温室を建設する計画となっています。[] 平米、9連棟の温室で、軒高4メートル、ヨーロッパ型の光の効率のいい温室で、機能性の有する、具体的にはリコピン濃度が非常に高く、グルタミン酸を多く含んでいるトマトを年1作、[] トン取るような計画になっています。温室を立てて、トマトを生産されますと、加古川に一大トマト産地ができるということで、先般農林水産課、農林振興事務所と青年等就農計画ということで、聞き取り調査を行ったところです。トマトは通常6～7段ということですが、今回は [] 段取るということで、10アールあたり [] トンあげるということで、加古川市にとっては、季節野菜の新たな展開を見られるかと期待をしているところです。

地元集落におきましても、この事業が成功するようなご支援、また地元の農業委員さん、推進委員さんについても、この事業が円滑に進むことをお願い申し上げて、この利用権の設定の後どのように行われるかということをご報告申し上げたいと思います。しかしながら、販売先が [] など契約栽培ですので、事業者の方には、地元加古川市においてもいくらかの量を販売していただけるよう依頼をしたところです。地域のみなさま方、関係者のみなさま方協力しながら、この事業を支援していきたいということを申しあげて、意見に代えさえていただきたいと思います。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見はないようですので、議案第26号のうち、各筆明細6番、7番並びに9番から15番を除く、1番から18番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第26号のうち、各筆明細6番、7番並びに9番から15番を除く、1番から18番について、原案のとおり決定いたします。

議長 ここで再度、事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席。農林水産課振興係着席。)

議長 次に、議案第27号を議題といたします。

議案第27号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼致します。農林水産課振興係の金丸と申します。議案第27号の加古川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書39ページをご覧ください。また、審議参考資料については、12ページから16ページを参照ください。

1 農業振興地域整備計画の変更理由につきまして、ご説明いたします。加古川市農業振興地域整備計画は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することを目的として昭和48年に策定されました。平成30年度には、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果を反映して、加古川市農業振興地域整備計画の見直しを実施したところでありますが、今年度につきましては経済事情の変動やその他の情勢の推移により、やむを得なく変更の必要が生じたため、変更を行うものであります。

2 変更点につきましては、加古川市農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画を変更いたしました。農用地区域から5筆分の農地を除外しております。

3 農用地区域の現況でございます。加古川市の農用地区域の現況についてですが、加古川市においては整備計画を策定するにあたり、4,308haを農業振興地域として指定しております。下記の表はそのうちの農用地区域を表にしたものでございます。既定の様式に基づいて単位は小数点第1位までのha表記としておりますが、実際の面積管理は㎡で行っております。変更前の面積は、田 1,547.1ha、畑 75.3ha、樹園地 13.8ha、採草放牧地 20ha、混牧林地0ha、農業用施設用地 13.9haであり、農用地等の合計面積は1,670.1haでございます。今回の計画変更後の面積につきましては、田が合計で0.3haの減少、㎡で言いますと、後の資料にも出てきますが2,958.64㎡の減少で、農用地等の面積は1,669.8haとなります。

40ページをご覧ください。4 農用地区域の変更理由別面積試算表でございます。こちらの表につきまして、今年度は農用地への編入はございませんので、表の左側は空白となっております。また、除外につきましては、農用地区域から除外する土地の面積を記載しております。農家住宅用地と、一般住宅用地、及びその他の建物・施設用地として農用地区域から除外していません。単位につきましては、haとしているため、八幡町と東神吉町地域では四捨五入の都合上、除外の面積を0.0と表記しています。実際には㎡単位の数値を積み上げて、合計値が0.1haを超えた場合に反映致しております。

続きまして、5 農用地区域から除外する土地の一覧表でございます。変更土地の所在、地番、地目、変更面積、除外の目的を読み上げることで、説明にかえさせていただきます。各土地の位置図を、別添の審議参考資料に用意しております。審議参考資料12ページから16ページを参考に、ご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、農用地区域から除外する土地の一覧表を読み上げていきます。

J-1、八幡町下村 [REDACTED]、田、[REDACTED]㎡、露天駐車場です。

J-2、東神吉町神吉 [REDACTED]の一部、田、[REDACTED]㎡の内 [REDACTED]㎡、分家住宅です。

J-3、志方町廣尾 [REDACTED]、田、[REDACTED]㎡、農家住宅です。

J-4、志方町上富木 [REDACTED]、田、[REDACTED]㎡、露天駐車場です。

J-5、志方町横大路 [REDACTED]の一部、田、[REDACTED]㎡の内 [REDACTED]㎡、分家住宅です。

以上、合計5件5筆、2,958.64㎡の除外でございます。

なお、本議案については、同様の内容を令和3年9月22日に開催した令和3年度加古川市農業地域振興協議会にて審議いただき、その後、兵庫県東播磨県民局への、農用地利用計画変更案に係る事前相談を終えたため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農業委員会の意見をお聴きさせていただくものです。

以上で議案第27号のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくようお願いいたします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第27号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第27号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第27号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時33分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和4年2月25日

署名委員 (4番)

署名委員 (5番)